

公益財団法人

日本バウンドテニス協会

評議員候補者選出および

評議員選定委員会運営規程

公益財団法人日本バウンドテニス協会 評議員候補者選出および評議員選定委員会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下「本会」という。）定款第13条に定める評議員の候補者選出および評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(評議員の兼務制限)

第2条 評議員候補者の推薦にあたっては、当法人の理事及び監事は選出することができない。

(評議員の定年制)

第3条 評議員は、選任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。

第2章 評議員候補者の選出・推薦

(評議員候補者の選出)

第4条 定款第13条第4項に従い、理事会が評議員候補者を選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) ブロック選出評議員 9名以内
- (2) 学識経験評議員 9名以内

ブロック選出評議員、学識経験評議員は各々第2項、第3項で推薦された者を理事会が承認のうえ選定委員会に推薦する。

- 2 前項第1号のブロック選出評議員の候補者は、北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の各ブロック（別表に定める地域ブロックをいう。）より各1名推薦する。
- 3 代表理事は、第1項第2号の学識経験評議員の候補者を推薦する。学識経験評議員を選出する場合、本会加盟団体関係者（会長、副会長、理事長、主要役員）を選出することはできない。

(評議員候補者の推薦)

第5条 理事会は、委員会に評議員候補者を推薦することができる。

- 2 理事会が選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、つぎの各号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を選定委員会に説明しなければならない。ただし、事務局職員をして説明させることができる。

- (1) 当該候補者の履歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と本会及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

第3章 選定委員会の構成・任務

(選定委員会の任務)

第6条 選定委員会は、定款第13条の定めにより、本会の評議員の選任及び解任を行うことを任務とする。

(選定委員会の構成及び選任)

第7条 選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

- 2 選定委員会の外部委員は、つぎのいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）
- 3 委員は理事会が選任する。

(選定委員の任期)

第8条 委員会の委員の任期は、委員の資格に応じ下記のとおりとする。

- (1) 評議員 当該委員の評議員在任期間
 - (2) 監事 当該委員の監事在任期間
 - (3) 事務局員 本会の事務局在任期間
 - (4) 外部委員 現任評議員の在任期間に同じ
- 2 選定委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第6条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(選定委員の解任)

第9条 選定委員会の委員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(選定委員の報酬等)

第10条 選定委員会の委員は、無報酬とする。

- 2 選定委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第4章 選定委員会の運営

(選定委員会の招集)

第11条 選定委員会の招集は代表理事が行う。

- 2 選定委員会を招集するには、各委員に対し、会議の目的たる事項及び日時並びに開催場所を示して、会議の1週間前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の書面による通知発出に代えて委員承諾を得た電磁的方法によりを発出することができる。
- 4 前2項の規定に係らず、委員全同意があるときは招集手続を経ことなく選定委員会を開催することができる。

(選定委員会の議事)

第12条 選定委員会の委員長は、委員による互選とする。

2 委員長は委員会の議長となる。

3 選定委員会の会議は、公開しない。ただし、特に委員会が認めた場合には公開することができる。

4 選定委員会は、前項ただし書きの場合にあっては、傍聴者の人数を制限することができる。

5 選定委員会は、第3条により理事会から提出された評議員候補者をそれぞれ審議し、選定する。

(選定委員会の決議)

第13条 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。可否同数の場合は議長が決するところによる。

2 評議員を選任する決議に関しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

3 評議員候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任する。

(評議員名簿及び議事録)

第14条 選定委員会は議事終了後、速やかに選任された評議員の名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選定委員会委員の代表2名が議事録に記名押印したうえでこれを代表理事に提出する。

第5章 補 則

(規程の変更)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

沿革

令和5年 2月 1日 制定

別表

都道府県協会を単位とする。そのブロックは、次のとおりとする。

ブロック区分	都道府県名区分
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄